

自治体人事当局及び管理職必読の書!

2017年地方公務員法改正

会計年度任用職員制度の導入等に向けた実務

地方公務員法研究会 [編]

A5判・182頁 定価：本体2,200円+税

本書の特色

- 2017年通常国会で成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」について、自治体職員向けに、改正法逐条解説と制度導入に向けた自治体実務における対応を解説しています。
- 新たに設けられた会計年度任用職員制度の導入のために、やるべきことがわかるガイドブック!
- 平成29年8月総務省通知※で示されたQ&Aに加えて、新たにQ&Aを追加しました。

※「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について」(平成29年8月23日付け総務省自治行政政局公務員部長通知)

2017年

地方公務員法改正

会計年度任用職員制度の
導入等に向けた実務

地方公務員法研究会
[編]

2020年(平成32年)4月施行! 第一法規
導入の準備に必携の書。

臨時・非常勤職員制度改正の全容(逐条解説から運用実務まで)を網羅。
新制度導入の検討に役立つQ&Aが満載
(独自Q&Aも新たに収録)。

Q&A
増補

第1章 法改正の背景と経緯

1. 地方公務員の臨時・非常勤職員の現状

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが必要であるほか、地方公共団体における勤務形態としても多様な働き方が求められているという実情がある。このため、地方公共団体においては、「任期の定めのない常勤職員」を中心とする公務の運営を原則としつつも、教育や子育てなど様々な行政分野において地方公務員の「臨時・非常勤職員」を多種多様な勤務形態で任用してきている。その結果、平成17年4月現在で約45.6万人であった臨時・非常勤職員の総数は、平成28年4月現在において約64.3万人まで増加しており、現状において地方行政の重要な担い手となっている〔資料1参照〕。

平成28年度における主な職種別の内訳は、事務補助職員約10万人、教員・講師約9万人、保育所保育士約6万人、給食調理員約4万人、図書館職員約1.6万人などとなっており、任用されている行政分野は幅広い。任用根拠別では、特別職非常勤職員が約21.6万人、一般職非常勤職員が約16.7万人、臨時的任用職員が約26.0万人となっている。

また、勤務時間別では、フルタイムの者が約20.3万人、常勤職員の勤務時間の4分の3を超え、フルタイム未満の者が約20.5万人、常勤職員の勤務時間の4分の3以下の者が約23.5万人となっている。以上のように、地方公共団体においては、臨時・非常勤職員の活用が着実に進んでおり、かつ、その勤務形態が常勤職員に近い者が多くを占めている現状がうかがえる。

第4章 Q&A

1. 全般

Q 1-1 会計年度任用職員として任用される企業職員又は技能労務職員に係る法令の適用関係は、常勤職員とどのような違いがあるのか。

A 会計年度任用職員として任用される企業職員又は技能労務職員に係る法令の適用関係については、常勤職員として任用されるこれらの職員と同様である。すなわち、企業職員又は技能労務職員については、元々フルタイムの職やパートタイムの職にかかわらず、新地方自治法第203条の2及び新地方自治法204条の特例として地方公営企業法第38条の企業職員の給与に関する規定が適用されることになっており、会計年度任用職員についても同様である。

Q 1-2 臨時・非常勤職員について、任期が平成32年4月1日を跨る者がいた場合の経過措置はあるのか。

A ○ 改正法施行後に会計年度任用職員として任用すべき特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及びパートタイムの臨時的任用職員については、改正法施行後は、一会計年度内を任期とする会計年度任用職員として任用されることとなることを踏まえ、任期が施行日を跨ぐことは想定しておらず、経過措置は置かれていない。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 法改正の背景と経緯

- 1. 地方公務員の臨時・非常勤職員の現状
- 2. 地方公務員の臨時・非常勤職員に係る制度上の課題と制度改正へ向けた提言
 - (1) 「特別職非常勤職員」及び「臨時的任用職員」の任用について制度の趣旨に沿わない任用がなされていること
 - (2) 「一般職非常勤職員」についての採用方法等が法文上明確に定められておらず、任用の適正化が進まないこと
 - (3) 「一般職非常勤職員」について、制度上、期末手当など各種手当の支給ができないこと
- 3. 研究会の提言に対する地方公共団体からの意見の聴取
- 4. 法律の成立・公布

第2章 改正法の逐条解説

- 1. 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正
 - (1) 第3条関係
 - ①第3項第3号の改正について
 - ②第3項第3号の2の新設について
 - (2) 第22条関係
 - ①地方公務員法第3章第2節の改正について
 - ②第22条の改正について
 - (3) 第22条の2関係
 - ①地方公務員法制上の一般職に属する職の概念整理について
 - ②第22条の2の規定の趣旨について
 - ③第1項(会計年度任用職員の定義及び採用の方法)について
 - ④第2項及び第3項(会計年度任用職員の任期の設定及び当該任期の明示)について
 - ⑤第4項及び第5項(会計年度任用職員の任期の更新及び当該任期更新の明示)について
 - ⑥第6項(短い任期による反復更新をしない配慮義務)について
 - ⑦第7項(条件付採用期間の特例)について
 - (4) 第22条の3関係
 - ①現行の臨時的任用について
 - ②第1項について
 - ③第2項から第6項までについて
 - (5) 第28条の5及び第28条の6関係
 - ①第28条の5第2項の改正について
 - ②第28条の6第1項及び第3項の改正について
 - (6) 第38条関係
 - (7) 第58条の2関係
- 2. 地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正
 - (1) 第203条の2及び第204条関係
 - ①会計年度任用職員に対する給付体系について
 - ②会計年度任用職員に対する給付に関する運用上の留意事項
- 3. 改正法附則
 - (1) 第1条関係
 - (2) 第2条関係
 - ①任命権者による準備及び長の調整等について(第1項)
 - ②総務大臣による技術的な助言または勧告について(第2項)
 - (3) 第3条関係

第3章 制度導入に向けた事務等について

- 1. 運用通知、事務処理マニュアルについて
- 2. 総論
 - (1) 改正法の趣旨

- (2) 地方公共団体が実施すべき事項、想定スケジュール
- (3) 臨時・非常勤職員の実態の把握
- 3. 臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化
 - (1) 任用根拠の明確化・適正化の趣旨・留意事項
 - ①簡素で効率的な行政体制の実現
 - ②常勤職員と臨時・非常勤職員との関係
 - ③会計年度任用職員以外の独自の一般職非常勤職員の任用を避けるべきこと
 - ④会計年度任用職員制度への移行に当たっての考え方
 - (2) 特別職非常勤職員の任用の適正確保
 - (3) 臨時的任用の適正確保
 - (4) 会計年度任用職員制度の整備
 - ①任用等
 - ②服務及び懲戒
 - ③給付
 - ④勤務時間及び休暇
 - ⑤その他の勤務条件等
 - ⑥社会保険及び労働保険の適用
 - ⑦人事評価
 - ⑧再度の任用
 - ⑨人事行政の運営等の状況の公表
 - ⑩制度の周知
 - (5) 職員団体との協議等に係る留意事項
 - (6) 参考条例
 - ①任用(Q&A:Q22-1参照)
 - ②勤務時間・休暇等(Q&A:Q22-2参照)
 - ③給付(Q&A:Q22-3参照)
 - ④事務処理マニュアルの改訂等について

第4章 Q&A

- 1. 全般(Q1-1~18)
- 2. 特別職(Q2-1~9)
- 3. 臨時的任用(Q3-1~6)
- 4. 任用一般(Q4-1~4)
- 5. 条件付採用(Q5-1~2)
- 6. 再度の任用(Q6-1~4)
- 7. 服務・懲戒(Q7-1~4)
- 8. 解雇予告(労働基準法関係)(Q8-1)
- 9. 無期転換(労働契約法関係)(Q9-1)
- 10. 休暇(Q10-1~2)
- 11. 育児休業(Q11-1~3)
- 12. 人事評価(Q12-1~4)
- 13. 勤務時間(Q13-1)
- 14. 給与決定の考え方(Q14-1~10)
- 15. 期末手当(Q15-1~6)
- 16. その他の手当(Q16-1)
- 17. 企業職員の場合の留意点(Q17-1)
- 18. 報酬(Q18-1~2)
- 19. 給付関係その他(Q19-1)
- 20. 社会保険・労働保険(Q20-1~3)
- 21. 健康診断(労働安全衛生法)(Q21-1)
- 22. 条例規則関係(Q22-1~3)
- 23. その他(Q23-1~2)



第5章 参考資料

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

